

令和3年5月11日

スポーツ団体 各位

NPO法人京田辺市社会体育協会
会 長 井 上 晃 志
【印省略】

緊急事態宣言の発令延長を受けて（5月11日時点）

平素は、本協会の発展のためにご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、京都府への緊急事態宣言の延長を受けまして、下記の通り活動の制限についても延長となりますので、貴団体で周知いただき、遵守していただきますようお願い申し上げます。

スポーツ団体の皆様には何かとご不便をお掛けしますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1、期間について

- ・令和3年5月31日（月）まで（変更の可能性あり）

2、小中学校の使用（学校開放事業）について

- ・京田辺市から要請があり上記期間使用中止

※期間中に使用する団体から学校へのキャンセル連絡は不要です

3、有料公園施設等の営業について

- ・京田辺市からの要請があり上記期間は全施設閉館となるため使用不可
- ・中央体育館窓口は営業しておりますが、期間中の営業時間は9-17時となります
- ・上記期間内に使用申請されている団体は申請書の控えとご本人確認ができるものを持参のうえ還付の手続きをお願いします（緊急事態宣言解除後でも返金可能）

4、会員の活動について

- ・上記期間内は不要不急の外出自粛とし団体としての活動や練習は中止

5、体協主催事業（市民総体やクラブ大会、定期練習など）の実施について

- ・期間内の実施は中止

6、市内外の大会等への参加について

- ・近畿大会や全国大会の予選会がある場合については事務局までご相談ください

問い合わせ先

NPO法人京田辺市社会体育協会

TEL：29-9008 FAX：62-1534

メール：jimukyoku@kyotanabe-taikyo.jp